主 京判決を破棄する。

本件を浦和簡易裁判所に差し戻す。

理 由

本件各控訴の趣意は、末尾に添えた各書面記載のとおりである。

(裁判長判事 下村三郎 判事 高野重秋 判事 真野英一)